

高崎商科大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、高崎商科大学学則第1条に基づき、高崎商科大学（以下「本学」という。）において研究を遂行する上で研究者が遵守すべき倫理行動規準に関し必要な事項を定め、もって本学における学術研究の推進及び信頼性と公正性の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この規程で、研究者とは、本学の教員及び本学で研究活動に従事する学部学生、大学院学生及び研究生（以下「学生」という。）並びに本学で研究活動を行う共同研究者等、研究に関わる全ての者をいう。ただし、学部生及び大学院生の研究については、この規程の内容を熟知した指導教員の責任の下に行われるものとする。

2 この規程で、研究とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。

3 この規程で、発表とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の基本的な責任と姿勢)

第3条 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払わなければならない。

(研究者の責務)

第4条 研究者は本学の規程およびガイドライン等のほか、国内の法令ならびに国際的に認められた規範・条約、学会や研究機関の指針等を遵守しなければならない。

2 研究者は、その研究活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重しなければならない。

3 研究者は、学生が研究活動に関わるときは、教育的見地に立ち、十分な配慮をしなければならない。

4 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集、利用及び管理)

第5条 研究者は、資料、情報、データ等を科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法で収集しなければならない。

2 研究者は、収集した資料、情報、データ等について、消滅、漏洩、改ざん等を防ぐための適切な措置を講じ、適切な期間、これらを保存しなければならない。また、研究成果の第三者による検証可能性を確保するため、必要に応じ開示しなければならない。

(研究不正行為)

第6条 研究者は、研究成果の捏造、改ざん、盗用等の研究不正行為を行ってはならない。また前記の研究不正行為の発生を未然に防止するために、研究環境の整備に努めなければならない。

(人を対象とする研究)

第7条 研究者は、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データを収集して行われる研究（以下「人を対象とする研究」）を行う場合、所定の研究計画書をメディアセンター長に提出しなければならない。

- 2 研究者は、「人を対象とする研究」について、研究倫理委員会の審査を受けることができる。
- 3 メディアセンター長は、「人を対象とする研究」について、研究倫理委員会の審査に付すことができる。

(インフォームド・コンセント)

第8条 研究者は、人を対象とする研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法、研究成果の公表方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、研究の過程で知り得た個人情報を、本学の個人情報保護規程に従って厳重に管理しなければならない。

(研究成果の発表)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表するように努めなければならない。

- 2 研究者は、研究成果の発表に際しては、他の研究のもつ優先性を尊重するとともに、他者の知的財産権その他の権利を侵害してはならない。

(オーサーシップ)

第11条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の独創性に十分な貢献をしたと認められる場合に、オーサーシップが認められる。

- 2 共同研究の成果発表に際しては、共著者とその順位、連絡責任者を適切に決定し、共同研究者全員の合意を得なければならない。

(研究費の適正使用)

第12条 研究者は、公的研究費等の利用に関するルールおよび本学における研究費に関する規程やガイドライン等を理解し、適正使用の確保のために協力しなければならない。

(他者の業績評価)

第13条 研究者が他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等に従い、自己の見識及び知識に照らして適切に評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わる中で知り得た情報を不正に利用してはならない。
- 3 当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(ハラスメント行為の禁止)

第14条 研究者は、研究活動を行うにあたり、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、いかなるハラスメント行為も行ってはならない。

(利益相反)

第15条 研究者は、研究活動を行うにあたり、資金提供の財源、関連組織との関わり、及び可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意を払い、適切に対応しなければならない。

(研究倫理委員会)

第16条 学長は第7条の審査を行うために、研究倫理委員会を設置することができる。

2 研究倫理委員会の委員長及び委員は、学長が委嘱する。

(研究倫理教育責任者)

第17条 学長は、学内における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとする。研究倫理教育責任者は学部長もしくは学科長をこれに充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究者に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(本学の責務)

第18条 第1条の目的を達成するために、本学は必要な施策を行う。

2 この規程に係ることは大学協議会で扱う。

(事務)

第19条 この規程に関する庶務は、事務局において処理する。

附 則

1 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

2 この規程は、平成28年4月1日から実施する。

〔 平成29年4月1日一部改訂実施する。 〕
〔 平成29年7月1日一部改訂実施する。 〕

